

「第4節 水・底質環境」

【基本計画 第2章第4節】

現在の三番瀬は、臨海部の埋立て等による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立てや小河川の排水路化等によって三番瀬への淡水や土砂の流入量が減少したことにより、かつての干潟的環境と生物多様性が失われ、環境変化に対する回復力が大きく低下しています。

また、生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地の存在、あるいは経済活動を支える上で必要な航路の存在は、三番瀬の生物に悪影響を与える青潮の発生や浸入を促しています。

このことから、海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を進め、生物多様性の回復及び環境の回復力の確保を図ることが重要です。

そのため、淡水や土砂の流入を通して、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大、多様な底質環境の形成について検討するとともに、水質汚濁の原因の調査や監視を行いながら、流入河川の有機物質、りん及び窒素等の負荷量の削減を目指します。

【第1次事業計画の目標】

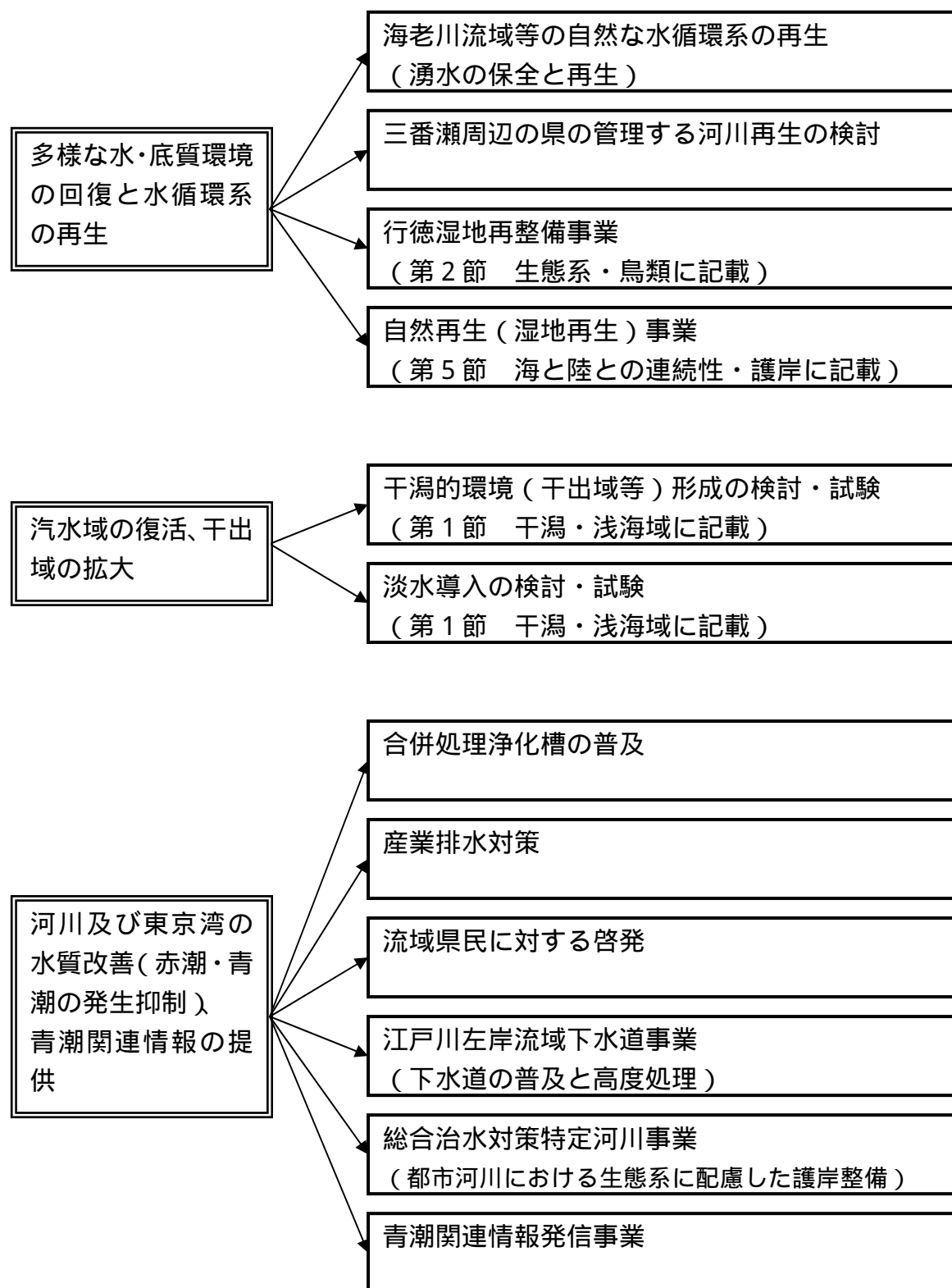
生物多様性を回復し、環境の回復力を確保するためには、多様な水・底質環境の回復や流入河川及び東京湾の水質改善等を進めることが重要です。また、水循環系の再生のため、樹林地・湧水の保全、流入河川の多自然化等に取り組み、海からの視点や海への効果も長期的な視野に入れながら、自然のメカニズムが働く豊かな環境を取り戻すことが重要です。

このため、行徳湿地と三番瀬との効果的な海水交換の促進等を実施するとともに、湿地再生の実現等に取り組みます。また、海老川流域水循環系の再生や、三番瀬周辺の河川再生の検討を行います。これらの取組は、環境学習の題材等にも活用していきます。

さらに、多様な塩分濃度の汽水域の復活、干出域の拡大を図るため、干潟的環境（干出域等）形成の検討・試験や淡水導入の検討・試験を実施します。

そして、河川及び東京湾の水質改善や赤潮・青潮の発生抑制を図るため、生活排水対策や産業排水対策等を強化し、流入する汚濁負荷量を削減するとともに、水質汚濁の原因の調査や監視、青潮に関する情報提供を継続して実施します。

【施策の体系図】



【計画事業】

事業名	事業内容
<p>1 海老川流域等の自然な水循環系の再生 (湧水の保全と再生)</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：海老川流域の湧水の保全と再生のため、樹林地の保全と再生を図りつつ、残された湧水源を保全し、まちづくりの様々な場面での雨水浸透対策等を促進</p> <p>海老川流域では急激な都市化の進展により、湧水の枯渇、水質汚濁、生態系の変化等の問題が発生しているため、三番瀬に流入する海老川の健全な水循環系の再生を図る必要があります。</p> <p>このため、樹林地、緑地等の保全・再生や、遊水地を多自然化し、河川と面的につなげることにより、貯留、浸透、自然浄化、治水機能を高めていくことが重要です。</p> <p>この海老川流域の清らかで豊かな流れを創出するため、流域の市や住民と協働しながら、既存の樹林地の保全等、内陸部の緑地保全を進めるとともに、雨水浸透施設の設置を奨励するパンフレットの配布や建築・排水確認申請時における官民一体となった設置指導を行い、流域住民の啓発に努めつつ、多様な手段による総合的な雨水浸透対策の促進を図ります。</p> <p>また、下水高度処理水の河川への導水を推進し、平常時流量の確保や水質の改善を図ります。</p> <p>さらに、真間川流域においても、「真間川流域水循環系再生構想」に基づき、具体的な実施施策を盛り込んだ行動計画の策定等に取り組みます。</p>
<p>2 三番瀬周辺の県の管理する河川再生の検討</p> <p>(中期的事業)</p>	<p>5か年の目標：再生可能な県の管理する河川の整理・検討</p> <p>水循環系の再生のため、三番瀬周辺の県の管理する河川において、多自然化等、再生の検討を行う必要があります。</p> <p>このため、再生可能な県の管理する河川を整理し、多自然化と汽水域や後背湿地の復元等、自然浄化機能の向上のための検討を行います。</p>

<p>3 河川及び東京湾へ流入するCOD、窒素、りん の 負 荷 量 の 削 減</p>	<p>5 か年の目標：水質汚濁防止法に基づき、国が定める総量削減基本方針に従い策定した東京湾総量削減計画により、生活排水や産業排水対策等を実施し、流入する化学的酸素要求量（COD）、窒素、りん の 負 荷 量 を 削 減 し ます。</p>
<p>3 - (1) 合併処理浄化槽の普及</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>生活排水等からの汚濁負荷量を削減するため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換及び窒素、りんを処理する高度処理型浄化槽の普及促進等を図る必要があります。</p> <p>このため、合併処理浄化槽や高度処理型浄化槽の普及促進等に重点を置き、市町村への設置補助・転換補助を実施します。</p> <p>特に、東京湾流域では、高度処理型浄化槽設置者に通常型の合併処理浄化槽より高額な補助を実施する市町村に対しては、高い補助基準額を設定し、市町村に補助金を交付します。</p>
<p>3 - (2) 産業排水対策</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>東京湾総量削減計画に基づく水質総量規制等により、産業排水からの汚濁負荷量を削減する必要があります。</p> <p>この水質総量規制により、段階的に汚濁負荷量を削減するとともに、関連事業場に対して汚濁防止の徹底を求め、事業場への立入検査等により規制基準の遵守状況を把握し、必要に応じて処理施設の改善、設置等の指導を行います。</p> <p>また、排水量の多い事業場については、汚濁負荷量を自動測定するなど、異常な負荷の発生を感知し、緊急に対応できる仕組みを検討し、監視を徹底していきます。</p>

<p>3 - (3) 流域県民に 対する啓発</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>河川及び東京湾の水質改善について、広く流域の住民や飲食店等の小規模事業者を対象として啓発活動を行い、生活排水及び産業排水に係る対策の自主的な取組の普及促進を図る必要があります。</p> <p>このため、自分で使う水の由来、排水の行方、陸の水利用と海との関係性を流域住民に知ってもらうためのマップなどの作成を行うなど、リーフレット、ホームページなどの各種媒体を用いて広報・啓発活動を行います。</p>
<p>4 江戸川左岸流域下水道事業 (下水道の普及と高度処理)</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5 か年の目標：江戸川左岸流域下水道の処理人口普及率の更なる向上</p> <p>河川及び東京湾へ流入する生活排水等の汚濁負荷量を削減するため、下水道の整備、普及により、未処理の生活排水等が三番瀬を含む東京湾に流入することを防ぐとともに、流域下水道終末処理場施設からの放流水質の更なる向上等を図る必要があります。</p> <p>このため、関連市町村の実施する公共下水道事業と連携して、流域下水道施設を整備します。</p> <p>また、浄化した処理水は旧江戸川に放流し、水処理施設は高度処理に対応したものを建設します。</p>
<p>5 総合治水対策特定河川事業 (都市河川における生態系に配慮した護岸整備)</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5 か年の目標：利根川水系国分川多自然型護岸整備 (市川市堀之内地先、松戸市大橋地先)</p> <p>河川は、生物の貴重な生息・生育の場となることから、生態系に配慮し、水質浄化にも寄与する川づくりが必要となっています。</p> <p>このため、良好な河川環境の整備を目的に、水際や流れに変化をもたせることや、護岸を緩やかにするなどの多自然型の整備を行います。</p>

<p>6 青潮関連情報発信事業</p> <p>(継続的事業)</p>	<p>5か年の目標：青潮発生の原因でもある貧酸素水塊分布状況の情報発信</p> <p>春から秋に東京湾の海底に発生する「貧酸素水塊」は、三番瀬の水生生物の生息に大きな影響を与えることから、三番瀬の再生を検討する上で最新の海域環境の情報を把握し、共有する必要があります。</p> <p>このため、漁業者と県の共同により、週に一度、海洋観測を実施し、その結果をインターネットで情報発信するとともに、海洋観測日以外の状況を6時間毎にコンピュータのシミュレーションにより予測し、インターネットにより情報発信します。</p>
------------------------------------	---

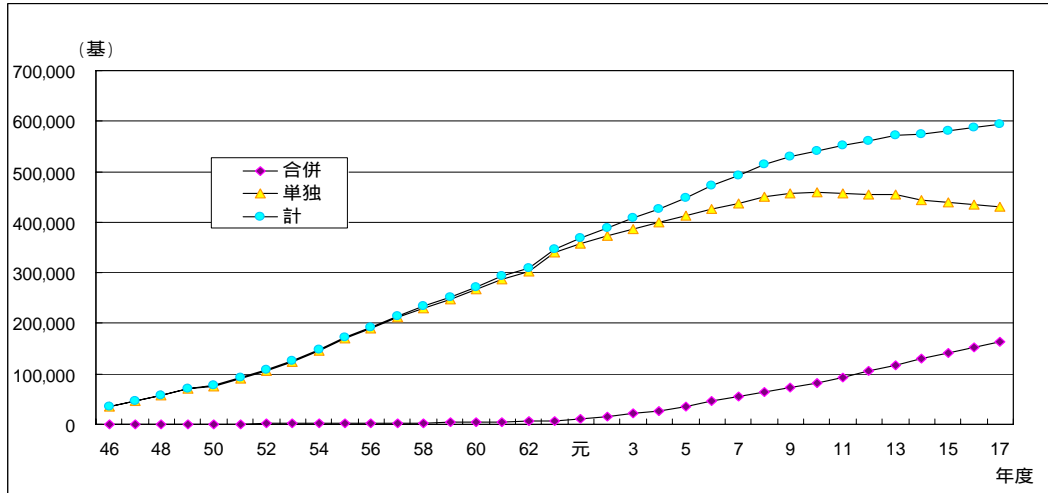


図 2 - 4 - 1 千葉県における浄化槽設置基数の推移

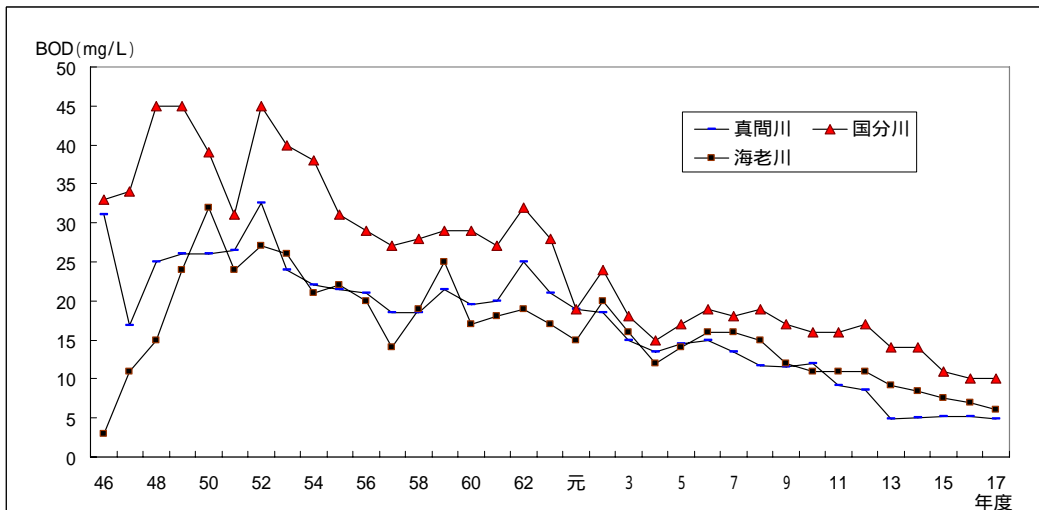


図 2 - 4 - 2 三番瀬流域の水質の経年変化

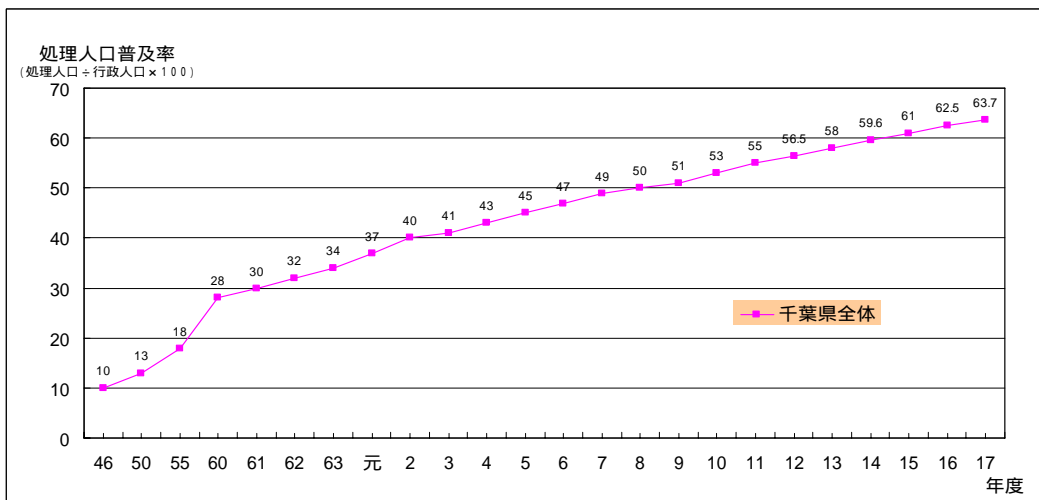


図 2 - 4 - 3 公共下水道処理人口普及率の推移

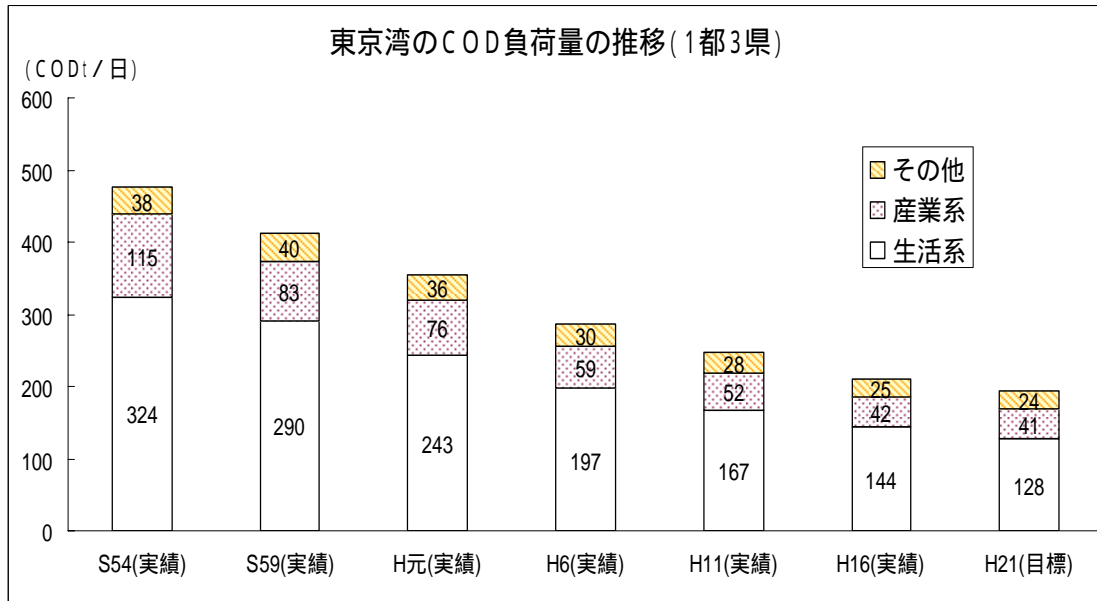


図 2 - 4 - 4 東京湾に流入する汚濁負荷量の経年変化
(1 都 3 県 合 計)